

第84期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ・新株予約権等の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ・連結注記表
- ・個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

栄研化学株式会社

「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.eiken.co.jp/ir/shareholders.html>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2022年3月31日現在)

名称 (発行決議日)	新株 予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類と数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	権利行使期間	役員の保有状況	
						取締役 (社外取締役を除き、 執行役を含む)	社外取締役
第1回新株予約権 (2007年6月21日)	40個	普通株式 4,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 440.5円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2007年7月10日から 2027年7月9日まで	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1人	—
第2回新株予約権 (2008年6月12日)	40個	普通株式 4,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 369.5円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2008年7月9日から 2028年7月8日まで	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1人	—
第3回新株予約権 (2009年5月19日)	80個	普通株式 8,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 336.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2009年7月10日から 2029年7月9日まで	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 2人	—
第4回新株予約権 (2010年5月18日)	80個	普通株式 8,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 346.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2010年7月9日から 2030年7月8日まで	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 2人	—
第5回新株予約権 (2011年5月18日)	90個	普通株式 9,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 410.5円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2011年7月9日から 2031年7月8日まで	新株予約権の数 90個 目的となる株式数 9,000株 保有者数 2人	—
第6回新株予約権 (2012年5月17日)	170個	普通株式 17,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 422.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2012年7月10日から 2032年7月9日まで	新株予約権の数 170個 目的となる株式数 17,000株 保有者数 4人	—

名称 (発行決議日)	新株 予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類と数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	権利行使期間	役員の保有状況	
						取締役 (社外取締役を除き、 執行役を含む)	社外取締役
第7回新株予約権 (2013年5月16日)	170個	普通株式 17,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 718.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2013年7月10日から 2033年7月9日まで	新株予約権の数 170個 目的となる株式数 17,000株 保有者数 4人	-
第8回新株予約権 (2014年5月16日)	280個	普通株式 28,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 702.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2014年7月9日から 2034年7月8日まで	新株予約権の数 280個 目的となる株式数 28,000株 保有者数 4人	-
第9回新株予約権 (2015年5月18日)	320個	普通株式 32,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 965.5円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2015年7月10日から 2035年7月9日まで	新株予約権の数 320個 目的となる株式数 32,000株 保有者数 5人	-
第10回新株予約権 (2016年5月18日)	240個	普通株式 24,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 950.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2016年7月9日から 2036年7月8日まで	新株予約権の数 240個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 5人	-
第11回新株予約権 (2017年6月14日)	284個	普通株式 28,400株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 1,488.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2017年7月11日から 2037年7月10日まで	新株予約権の数 284個 目的となる株式数 28,400株 保有者数 6人	-
第12回新株予約権 (2018年6月14日)	225個	普通株式 22,500株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 2,081.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2018年7月13日から 2038年7月12日まで	新株予約権の数 225個 目的となる株式数 22,500株 保有者数 6人	-
第13回新株予約権 (2019年6月18日)	228個	普通株式 22,800株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 1,542.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2019年7月12日から 2039年7月11日まで	新株予約権の数 228個 目的となる株式数 22,800株 保有者数 6人	-

名称 (発行決議日)	新株 予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類と数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	権利行使期間	役員の保有状況	
						取締役 (社外取締役を除き、 執行役を含む)	社外取締役
第14回新株予約権 (2020年6月16日)	256個	普通株式 25,600株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 1,309.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2020年7月10日から 2040年7月9日まで	新株予約権の数 256個 目的となる株式数 25,600株 保有者数 7人	-
第15回新株予約権 (2021年6月16日)	409個	普通株式 40,900株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 1,719.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2021年7月9日から 2041年7月8日まで	新株予約権の数 409個 目的となる株式数 40,900株 保有者数 10人	-

- (注) 1. 取締役と執行役の兼任者の保有状況については、取締役（社外取締役を除き、執行役を含む）の欄に総数を記載しております。
2. 2018年4月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、本分割以前に発行した新株予約権の目的となる株式の数及び該当する新株予約権の1株当たりの払込金額は調整されております。

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は以下の方針に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

① 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

- 1) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社使用人に関する事項
当社は、当社監査委員会の職務を補助するために、監査委員会事務局を設置し、その業務を内部監査部が担当する。
- 2) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人の当社執行役からの独立性に関する事項
当社は、社内規則（「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規則」）に従い、内部監査部に所属する使用人について、当社執行役からの独立性を確保する。転入・転出については、あらかじめ監査委員会の承認を得て決定し、また、人事考課及び給与については、その職務をもって使用人が不利な取扱いを受けないことを確保するものとする。
- 3) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人に対する当社監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項
当社は、内部監査部に所属する使用人が、その職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないことを確保するものとする。内部監査部に所属する使用人は、その職務を遂行するうえで社内または社外から不当な制約を受けたときは、当社監査委員会またはあらかじめ監査委員会が指名する監査委員に報告し、不当な制約を排除するよう求めなければならない。
- 4) 当社取締役、執行役及び使用人が当社監査委員会に報告をするための体制並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査委員会に報告をするための体制
当社は、当社監査委員会に報告する事項を社内規則（「監査委員会等への情報報告に関する規則」）に定め、当社取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査委員会に報告をするものとする。
また、当社監査委員会委員は、当社取締役会など重要な会議に出席し、業務執行状況を把握するとともに定期的に開催される監査合同会議において、各部門から報告を受ける。なお、コンプライアンスの徹底を図るため、当社は社内・社外に内部通報窓口を設けている。
- 5) 当社監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社監査委員会は、監査委員会に報告がなされたことを理由として、当該報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保するものとする。

- 6) 当社監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士、その他社外の専門家に対して助言、調査、鑑定その他の事務を委託するとき、または着手金等の前払及び事後的に発生した費用等の償還その他の費用に関する請求があったときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当該費用の支払または債務処理を行わなければならない。

- 7) その他当社監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査委員会委員は、業務の執行状況を把握するために当社取締役会など重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、監査業務を円滑に推進する。また、監査合同会議により各部門から報告を受けて監査の実効性を確保するとともに、必要に応じて会計監査人との連携を確保する。

② 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制

- 1) 当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報の保存及び管理に関する社内規程に従い、執行役の業務執行に係る情報、議事録及び関連資料、その他重要な情報・文書等の保存を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

- 2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社（以下、「当社グループ」という）の事業推進に伴う損失の危険（以下、「リスク」という）は、当社グループのリスク管理を体系的に定める「栄研グループ・リスク管理規程」を制定し、リスク管理・コンプライアンス委員会で継続的に把握・管理する。

また、全社的なリスクの総括を職務とするリスク管理担当執行役は、同規程に基づき有事の際に迅速かつ適切な情報伝達と緊急対策体制を整備する。

- 3) 当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの経営の基本方針に係る重要事項については、当社取締役会の審議を経て執行決定を行う。業務執行については、「執行役規則」及び「職務権限規程」に基づき、適正な指示命令系統のもと迅速かつ円滑な業務の執行を行う。

取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとして、業務執行の効率性を継続的に監視する。

また、子会社においても職務権限を定め、効率的に業務の執行を行う。

なお、当社監査委員会は、当社及び子会社から成る栄研グループにおける業務の適正確保のために、各々の内部統制システムを監視するとともに適切な対応を行う。

- 4) 当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の子会社を担当する執行役は、子会社の自主性及び自律性を尊重したうえで、重要性等に応じ、当社代表執行役に報告する。

- 5) 当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範として「栄研グループ・グローバル行動規準」及び「栄研グループ・コンプライアンス規程」を制定し、「職務権限規程」と併せて、その実効性をより高めるため、社内研修を継続的に行う。

また、当社及び子会社にリスク管理・コンプライアンス委員会を設置するとともに、その下部機構であり事業所単位の実行組織であるリスク管理・コンプライアンス推進委員会を設置する。これらの委員会を通じて企業倫理・法令遵守を推進するとともに内部監査部監査、リスク管理・コンプライアンス委員会、監査合同会議などにより、適法性及び効率性を継続的に監視する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 監査委員会の職務の執行

- 1) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社使用人に関する事項

当社は、社内規則（「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規則」）に従い、当社監査委員会の職務を補助するために、監査委員会事務局を設置し、その業務を内部監査部が担当しております。

- 2) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人の当社執行役からの独立性に関する事項

当社は、社内規則（「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規則」）に従い、内部監査部に所属する使用人について、当社執行役からの独立性を確保しており、転入・転出については、あらかじめ監査委員会の承認を得て決定しております。

- 3) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人に対する当社監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、社内規則（「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規則」）に従い、内部監査部に所属する使用人が、その職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないことを確保しております。

- 4) 当社取締役、執行役及び使用人が当社監査委員会に報告をするための体制並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査委員会に報告をするための体制

当社は、社内規則（「監査委員会等への情報報告に関する規則」）に従い、当社取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査委員会に報告を行っております。

また、当社監査委員会委員は、当社取締役会（当期14回開催）など重要な会議に出席し、業務執行状況を把握するとともに定期的に開催される監査合同会議（当期4回開催）において、各部門から報告を受けております。

なお、コンプライアンスの徹底を図るため、当社は社内・社外に内部通報窓口を設けております。

- 5) 当社監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社内規則（「監査委員会規則」）に従い、監査委員会に報告がなされたことを理由として、当該報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保しております。

- 6) 当社監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、社内規則（「監査委員会規則」）に従い、当社監査委員の職務の執行について生ずる費用は会社が負担することとしており、速やかに処理を行っております。

- 7) その他当社監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査委員会は取締役3名（うち社外取締役3名）で構成され、監査委員は、業務の執行状況を把握するために当社取締役会など重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、監査合同会議（当期4回開催）により各部門から報告を受けて監査の実効性が確保されていることを確認しており、監査業務を行っております。

監査委員会は、当期8回開催され、監査委員相互の情報交換を行っております。監査委員会は、会計監査人から定期的（当期5回開催）に報告を受け、必要に応じて説明を求め、また情報交換を行うことで、会計に関する監査を行っております。

② 執行役の職務の執行

- 1) 当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、社内規則（「文書管理規程」等）に従い、執行役の業務執行に係る情報である経営会議議事録及びその関連資料、その他重要な情報・文書である稟議書、契約書等について、保存期間を設定し、適切に保存しております。これらの文書については、必要に応じて閲覧できるようにしております。

- 2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社及び子会社（以下、「当社グループ」という）は、社内規則（「栄研グループ・リスク管理規程」）に従い、当社グループの事業推進に伴う損失の危険について、各々のリスク管理・コンプライアンス委員会（当期4回開催）で継続的に把握・管理しております。
- 3) 当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、社内規則（「取締役会規則」等）により当社グループ経営の基本方針に係る重要事項につき意思決定のルールを明確化しており、取締役会を当期14回開催し、各付議事項を審議し、効率的な意思決定を行っております。業務執行については、社内規則（「執行役規則」及び「職務権限規程」）に基づき、各執行役が迅速かつ円滑に業務執行を行い、経営会議を当期12回開催し、執行状況を報告しております。これに対して、取締役会は、年度経営計画に基づく四半期ごとのモニタリング等を通じて、当社グループの業績管理を実施し、業務執行の効率性を継続的に監視しております。
- 4) 当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社の子会社を担当する執行役は、子会社の職務執行状況について、当社経営会議及び取締役会に報告を行っております。
- 5) 当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、社内規程（「栄研グループ・グローバル行動規程」、「栄研グループ・コンプライアンス規程」、「職務権限規程」）に従い、その実効性をより高めるため、社内研修を継続的に行っております。また、リスク管理・コンプライアンス委員会及びリスク管理・コンプライアンス推進委員会で、企業倫理・法令遵守を推進するとともに内部監査部監査、リスク管理・コンプライアンス委員会、監査合同会議などにより、適法性及び効率性を継続的に監視しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数及び名称 1社
栄研生物科技（中国）有限公司
- ② 非連結子会社の数及び名称
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である栄研生物科技（中国）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、正規の決算に準ずる合理的な手続きによる決算（仮決算）を実施する方法によって作成しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ・その他有価証券

（市場価格のない株式等以外のもの） 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

（市場価格のない株式等） 主として移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

- ・商品、製品、原材料及び仕掛品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用し、在外連結子会社は定額法によっております。ただし、当社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～38年

機械装置及び運搬具 4年～10年

工具、器具及び備品 2年～8年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 製品及び商品の販売

製品及び商品の販売には、検査試薬及び検査機器の製造及び販売が含まれます。原則として顧客に製品及び商品を引き渡した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、引き渡した時点において収益を認識しております。また、販売時に据付作業を伴う検査機器については、顧客が検収した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、検収時点において収益を認識しております。

ロ. ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入には、ライセンス契約等に基づいた契約一時金、マイルストーン収入及び売上高等を基礎に算定されたランニング・ロイヤリティが含まれます。契約一時金については、契約に基づき当社グループが移転することを約束した権利の支配を顧客が獲得した時点で収益を認識しております。マイルストーン収入については、契約上定められたマイルストーンが達成された時点で収益を認識しております。売上高等を基礎に算定されたランニング・ロイヤリティについては、売上または使用が発生するか、売上または使用量に基づくロイヤリティが配分されている履行義務が充足するか、いずれか遅い時点において収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

当社の内規に基づき、為替変動リスクを回避する目的で行っております。当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建買入債務、外貨建未払金

ハ. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象に対し、同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約を各々の買入債務、未払金に振当てております。そのため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、有効性の評価を省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

c. 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、国内の製品及び商品の販売について、従来は出荷時に収益を認識しておりましたが、引き渡し時に収益を認識する方法に変更しております。また、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対価を取引価格に含めております。さらに、買戻し契約に該当する有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

この結果、従前の会計処理と比較して、当連結会計年度の連結貸借対照表は、売掛金は850百万円減少し、棚卸資産は76百万円、有償支給取引に係る負債により流動負債その他は71百万円それぞれ増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は93百万円、売上原価は1百万円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ92百万円減少しております。当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は523百万円減少しております。当連結会計年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は15円98銭及び1円83銭減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち時価のある株式の評価方法については、決算日前1か月の市場価格の平均に基づく時価法から、決算日における時価法に変更しております。当該会計基準の適用が連結計算書類に与える影響は軽微であります。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「為替差益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 一百万円

連結計算書類に計上した金額の内、栄研生物科技(中国)有限公司が保有する固定資産

有形固定資産 441百万円 無形固定資産 185百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、各社の計算書類においては、固定資産の減損の兆候を把握するにあたり、管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位を考慮し資産のグルーピングの単位を工場単位で行っております。また、連結計算書類においては、連結の見地から資産のグルーピング単位を見直し、連結子会社である栄研生物科技(中国)有限公司は、主として当社野木工場の受託生産を請け負っており、相互補完性を勘案し、野木工場と一体としてグルーピングを行っております。

当該グルーピングを前提として、資産または資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること、または、資産または資産グループの市場価格の下落が生じるような状況の変化の発生、その他減損が生じている可能性を示す事象が生じている場合には減損の兆候があると判断しております。また、減損の兆候がある資産または資産グループについては、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識して帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。

当連結会計年度において、減損の兆候の有無の判定を行った結果、減損の兆候はないと判断しております。

なお、今後事業計画や市場環境の変化により栄研生物科技(中国)有限公司での受託生産が終了または減少し相互補完性が失われた場合や管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位が変更された場合などには、資産のグルーピングが見直される可能性があります。

5. 追加情報

当社グループとしては、新型コロナウイルス感染症は2023年3月期の一定期間にわたり社会・経済に広範な影響を及ぼすことが予想されるものの、当該前提のもとでの同感染症が事業に与える影響を総合的に勘案したところ、現時点において当社グループの会計上の見積りを行うにあたっては長期的な影響は及ぼさず大きな影響はないと考えており、諸条件は平常時と同水準となる仮定のもと、各種の会計上の見積りを行っております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	501百万円
売掛金	11,222百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	21,847百万円
(3) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高	118百万円

7. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額	42,622百万円
------------------------	-----------

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	43,541,438株	－株	－株	43,541,438株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,611,071株	90株	34,300株	6,576,861株

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加90株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
2. 普通株式の自己株式数の減少34,300株は、ストックオプションの権利行使によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年4月28日 取締役会	普通株式	960	26	2021年3月31日	2021年6月4日	利益剰余金
2021年10月27日 取締役会	普通株式	739	20	2021年9月30日	2021年12月1日	利益剰余金

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年4月28日 取締役会	普通株式	1,145	31	2022年3月31日	2022年6月6日	利益剰余金

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2007年6月21日 取締役会決議分	2008年6月12日 取締役会決議分	2009年5月19日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	4,000株	4,000株	8,000株
新株予約権の残高	40個	40個	80個

	2010年5月18日 取締役会決議分	2011年5月18日 取締役会決議分	2012年5月17日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	8,000株	9,000株	17,000株
新株予約権の残高	80個	90個	170個

	2013年5月16日 取締役会決議分	2014年5月16日 取締役会決議分	2015年5月18日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	17,000株	28,000株	32,000株
新株予約権の残高	170個	280個	320個

	2016年5月18日 取締役会決議分	2017年6月14日 取締役会決議分	2018年6月14日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	24,000株	28,400株	22,500株
新株予約権の残高	240個	284個	225個

	2019年6月18日 取締役会決議分	2020年6月16日 取締役会決議分	2021年6月16日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	22,800株	25,600株	40,900株
新株予約権の残高	228個	256個	409個

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、余剰資金の運用については、安全性の高い金融商品にて実行し、運転資金及び設備投資については、基本的に手持資金（利益等の内部留保）と売掛債権信託（債権流動化）にて調達しております。デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避、及び余剰資金の運用を目的として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、すべて1年以内の回収期日であります。なお、これらは顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制をとっております。

満期保有目的の債券は、取引権限及び取扱限度額等を定めた社内ルールに従い、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制をとっております。

長期預金は満期時において元本金額が全額支払われ安全性は高いものであります。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、これらは流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループでは、月次に資金繰計画を作成し、手許流動性の維持により流動性リスクを管理する体制をとっております。

社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資及び事業投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁権限者の承認を得て行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円) (*)	時 価 (百万円) (*)	差 額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券(*2)			
①満期保有目的の債券	3,516	3,481	△34
②その他有価証券	73	73	—
(2) 長期預金	1,900	1,900	0
(3) 社債	(3,000)	(2,983)	△16
(4) リース債務(*3)	(1,191)	(1,185)	△6
(5) デリバティブ取引(*4)	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

- (*1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (*2) 市場価額のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	24

(*3) リース債務は流動負債「リース債務」と固定負債「リース債務」を合算しております。

(*4) デリバティブ取引

為替変動リスクのヘッジについて振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めております（上記 (*1) 参照）。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	73	—	—	73
資産計	73	—	—	73

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	3,481	—	3,481
長期預金	—	1,900	—	1,900
資産計	—	5,381	—	5,381
負債				
リース債務	—	1,185	—	1,185
デリバティブ取引	—	—	—	—
負債計	—	4,168	—	4,168

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期預金

長期預金の時価については、元利金の合計額を同様な新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

これらは元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替変動リスクのヘッジについて振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めております。なお、買掛金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財またはサービス別及び主たる地域市場別に分解した収益の情報は以下のとおりです。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	日本	海外	合計
便潜血検査用試薬	6,049	5,184	11,233
免疫血清検査用試薬 （便潜血検査用試薬除く）	9,118	240	9,359
尿検査用試薬	2,648	1,135	3,783
微生物検査用試薬	3,875	49	3,924
生化学検査用試薬	599	－	599
器具・食品環境関連培地	2,174	78	2,252
遺伝子関連（装置含む）	7,050	394	7,445
医療機器関連（遺伝子以外）・その他	2,237	1,785	4,022
顧客との契約から生じる収益	33,754	8,868	42,622
その他の収益	373	－	373
外部顧客への売上高	34,127	8,868	42,996

（注）ロイヤリティ収入は、便潜血検査用試薬、尿検査用試薬及び遺伝子関連（装置含む）にそれぞれ含まれております。

その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく、賃貸収入が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① 製品及び商品の販売

製品及び商品の販売には、検査試薬及び検査機器の製造及び販売が含まれます。

当社は、卸売業者から病院等に納品をした実績に基づき、当社が卸売業者に販売した金額と卸売業者が病院等に販売した金額との一定の差額を卸売業者への販売額から事後に値引を行います。また、あらかじめ定めた品目と算定基準に従い卸売業者に割戻を行います。値引及び割戻は過去の実績等に基づく最頻値法を用いて算定しております。取引価格に値引や割戻等の変動性のある金額が含まれている契約については、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対価を取引価格に含めております。顧客への返金が見込まれる金額はその他の流動負債に返金負債を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融用要素は含んでおりません。

② ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入には、ライセンス契約等に基づいた契約一時金、マイルストーン収入及び売上高等を基礎に算定されたランニング・ロイヤリティが含まれます。

契約一時金及びマイルストーン収入は原則として契約で定められた金額を収益としており、ランニング・ロイヤリティは、顧客から計算対象期間の売上高等の報告を受け、それに契約で定められた料率を乗じて算出しております。

取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融用要素は含んでおりません。

履行義務の充足する通常の時点と収益を認識する通常の時点につきましては、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	12,055百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	11,724百万円
契約負債（期首残高）	57百万円
契約負債（期末残高）	118百万円

契約負債は、主に海外顧客への製品及び商品の販売における顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、57百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,230円55銭
(2) 1株当たり当期純利益	168円28銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ロ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ハ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

イ. 商品、製品、原材料及び仕掛品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ. 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～38年

構築物 10年～30年

機械及び装置 8年

車両運搬具 4年～6年

工具、器具及び備品 2年～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 製品及び商品の販売

製品及び商品の販売には、検査試薬及び検査機器の製造及び販売が含まれます。原則として顧客に製品及び商品を引き渡した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、引き渡した時点において収益を認識しております。また、販売時に据付作業を伴う検査機器については、顧客が検出した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、検収時点において収益を認識しております。

②ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入には、ライセンス契約等に基づいた契約一時金、マイルストーン収入及び売上高等を基礎に算定されたランニング・ロイヤリティが含まれます。契約一時金については、契約に基づき当社グループが移転することを約束した権利の支配を顧客が獲得した時点で収益を認識しております。マイルストーン収入については、契約上定められたマイルストーンが達成された時点で収益を認識しております。売上高等を基礎に算定されたランニング・ロイヤリティについては、売上または使用が発生するか、売上高または使用量に基づくロイヤリティが配分されている履行義務が充足するか、いずれか遅い時点において収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

当社の内規に基づき、為替変動リスクを回避する目的で行っております。当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建買入債務、外貨建未払金

③ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象に対し、同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約を各々の買入債務、未払金に振当てております。そのため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、国内の製品及び商品の販売について、従来は出荷時に収益を認識しておりましたが、引き渡し時に収益を認識する方法に変更しております。また、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対価を取引価格に含めております。さらに、買戻し契約に該当する有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「未払金」に含まれていた顧客への返金が見込まれる金額は「返金負債」に、「前受金」は「契約負債」に表示することといたしました。

この結果、従前の会計処理と比較して、当事業年度の貸借対照表は、前払金は850百万円減少し、棚卸資産は76百万円、有償支給取引に係る負債により流動負債の他は71百万円それぞれ増加しております。当事業年度の損益計算書は、売上高は93百万円、売上原価は1百万円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ92百万円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は523百万円減少しております。当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は15円98銭及び1円83銭減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち時価のある株式の評価方法については、決算日前1か月の市場価格の平均に基づく時価法から、決算日における時価法に変更しております。当該会計基準の適用が計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 追加情報

当社としては、新型コロナウイルス感染症は2023年3月期の一定期間にわたり社会・経済に広範な影響を及ぼすことが予想されるものの、当該前提のもとでの同感染症が事業に与える影響を総合的に勘案したところ、現時点において当社の会計上の見積りを行うにあたっては長期的な影響は及ぼさず大きな影響はないと考えており、諸条件は平常時と同水準となる仮定のもと、各種の会計上の見積りを行っております。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 20,995百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
 - ① 短期金銭債権 5百万円
 - ② 短期金銭債務 52百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 売上高 59百万円
- ② 仕入高 385百万円
- ③ 営業取引以外の取引高 -百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	6,611,071株	90株	34,300株	6,576,861株

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加90株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
2. 普通株式の自己株式数の減少34,300株は、ストックオプションの権利行使によるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	82百万円
賞与引当金	237百万円
研究開発費	468百万円
株式報酬費用	97百万円
賞与引当金に係る社会保険料	50百万円
棚卸資産評価損	100百万円
貯蔵品在庫	2百万円
資産除去債務	10百万円
その他	41百万円
繰延税金資産 合計	1,091百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△348百万円
圧縮記帳積立金の積立	△29百万円
その他有価証券評価差額金	△14百万円
その他	△4百万円
繰延税金負債 合計	△396百万円
繰延税金資産の純額	694百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(子会社)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	栄研生物 科技 (中国) 有限公司	(所有) 直接100	役員の兼任 当社検査薬の加工生産及び当社 検査薬の仕入、製造販売	当社検査薬の加工生産及び仕入 (注)	385	買掛金	52
				当社検査薬・機器の販売 (注)	59	売掛金	2

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場価格等を勘案して個別に協議のうえ、一般取引と同様に決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 10. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,229円25銭
(2) 1株当たり当期純利益	168円62銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。